



株式
会社

中山製鋼所

証券コード 5408

第 125 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019 年 6 月 21 日（金曜日）午前 10 時
（受付開始：午前 9 時）

開催場所

大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号
当社本社

書面による議決権行使期限

2019 年 6 月 20 日（木曜日）午後 5 時まで

目 次

第125回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類 ……………	3
第 1 号議案 剰余金の処分の件	
第 2 号議案 取締役 6 名選任の件	
第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件	
〈添付書類〉	
事業報告 ……………	12
連結計算書類 ……………	33
計算書類 ……………	35
監査報告書 ……………	37

2019年6月5日

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社 中 山 製 鋼 所
代表取締役社長 箱 守 一 昭

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいます、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | (1) 第125期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
(2) 第125期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

（お知らせ）

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

従って、本招集ご通知に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席される方

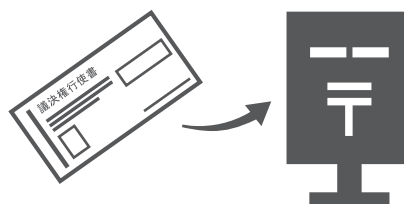
同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の2019年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 4 円 総額 251, 217, 516円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年 6 月24日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経て、各取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢/性別）	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	はこもり かず あき 箱 守 一 昭（満66歳/男） 再任	代表取締役社長	18回/18回 （100%）
2	なかむら さち お 中 村 佐知大（満62歳/男） 再任	専務取締役総務、企画、経理本部統括	18回/18回 （100%）
3	ないとう のぶ ひこ 内 藤 伸 彦（満60歳/男） 再任	取締役営業、購買本部、東京支店統括	17回/18回 （ 94%）
4	もりかわ まさ ひろ 森 川 昌 浩（満59歳/男） 再任	取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括	14回/14回 （100%）
5	なかつかさ まさ ひろ 中 務 正 裕（満54歳/男） 再任 社外 独立役員	社外取締役	18回/18回 （100%）
6	き た ざわ のぼる 喜 多 澤 昇（満65歳/男） 新任 社外 独立役員		—

(注) 1. 各候補者の年齢は、本定時株主総会時点のものです。
2. 森川昌浩氏の取締役会出席回数は、2018年6月27日就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1	はこもりかずあき 箱守一昭 1953年2月8日生 (満66歳) 取締役会出席状況 18回/18回 (100%) 所有する当社株式の数 6,600株 再任	1980年4月	当社入社
		1999年9月	当社第二圧延部長
		2005年6月	当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当
		2009年4月	当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当
		2011年2月	当社取締役営業本部長兼商品開発担当
		2012年11月	当社取締役営業、アモルファス担当
		2013年6月	当社専務取締役営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括兼経営支援室長
		2016年6月	当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング本部統括
		2017年6月	当社代表取締役社長 現在に至る
取締役候補者とした理由			
箱守一昭氏は、入社以来、主に圧延部門に従事し、同分野に精通しているだけでなく、当社取締役就任以降、製造、営業、購買等の主要部門を管掌し、当社の事業全般に関する豊富な知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、今後も当社の経営に反映していただけると判断しました。			
2	なかむらさちお 中村佐知大 1957年2月22日生 (満62歳) 取締役会出席状況 18回/18回 (100%) 所有する当社株式の数 1,400株 再任	1979年4月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
		2001年4月	同行谷町支店長
		2003年3月	株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）広報部長兼株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）広報部長
		2004年10月	株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）東京法人営業第2部長
		2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）営業第一本部営業第四部長
		2007年2月	同行公共法人部長
		2009年6月	三菱UFJスタッフサービス株式会社（現三菱UFJ人事サービス株式会社）代表取締役副社長
		2011年7月	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社代表取締役社長
		2013年6月	当社常務取締役管理部門統括
		2016年6月	当社専務取締役総務、企画、経理本部統括 現在に至る
取締役候補者とした理由			
中村佐知大氏は、主に金融機関において長年培われた幅広い経験および高い見識を有しており、また、当社取締役就任以降、総務、企画、経理等の管理部門を管掌し、これまでの豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただけると判断しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
3	ないとうのぶひろ 内藤伸彦 1958年7月7日生 (満60歳) 取締役会出席状況 17回/18回 (94%) 所有する当社株式の数 1,500株 再任	1982年4月	当社入社
		2007年12月	当社営業本部棒線営業部長
		2013年6月	当社執行役員購買本部長兼鉄源調達部長
		2014年6月	当社執行役員購買本部長
		2015年5月	当社執行役員営業本部長
		2017年6月	当社取締役営業、購買本部、東京支店統括兼営業本部長
		2018年5月	当社取締役営業、購買本部、東京支店統括 現在に至る
		取締役候補者とした理由	
		内藤伸彦氏は、入社以来、主に営業（東京支店を含む）、購買部門に従事し、同分野に精通しており、当社取締役就任以降も、購買、営業部門を管掌し、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断しました。	
4	もりかわまさひろ 森川昌浩 1960年6月17日生 (満59歳) 取締役会出席状況 14回/14回 (100%) 所有する当社株式の数 1,200株 再任	1983年4月	当社入社
		2007年4月	当社製鋼工場長
		2013年6月	当社総合管理本部生産技術部長
		2015年5月	当社総合管理本部長兼生産技術部長
		2016年6月	当社執行役員総合管理本部長
		2018年5月	当社執行役員総合管理、製造、エンジニアリング本部統括
		2018年6月	当社取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 現在に至る
		取締役候補者とした理由	
		森川昌浩氏は、入社以来、主に製鋼、生産技術部門に従事し、同分野に精通しており、当社取締役就任以降も、生産技術、製造、エネルギー、エンジニアリング部門を管掌し、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断しました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	なか つかさ まさ ひろ 中 務 正 裕 1965年1月19日生 (満54歳) 取締役会出席状況 18回/18回 (100%) 所有する当社株式の数 0株	1994年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所 (現弁護士法人中央総合法律事務所) 入所 現在に至る 2005年8月 米国Kirkland & Ellis LLP勤務 (～2006年7月) 2006年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2006年6月 浅香工業株式会社社外監査役 2012年7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 現在に至る 2015年4月 大阪弁護士会副会長 (～2016年3月) 2015年6月 荒川化学工業株式会社社外監査役 2015年6月 日本電通株式会社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る 2018年6月 株式会社 J S H社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 日本電通株式会社社外取締役監査等委員 株式会社 J S H社外監査役 貝塚市公平委員
		再任 社外 独立役員
		社外取締役候補者とした理由
		中務正裕氏は、企業法務等を専門とした弁護士としての幅広い経験と見識を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を遂行できるだけでなく、社会規範、法令などを遵守した公正な経営、および当社のガバナンスの一層の強化に繋げていただけると判断しました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	喜多澤 昇 1954年 1 月 29 日生 (満65歳) 所有する当社株式の数 0株	1976年 4 月 大阪商船三井船舶株式会社（現株式会社商船三井）入社 2003年 6 月 同社定航部長兼定航部戦略企画グループリーダー 2005年 6 月 同社執行役員 2008年 6 月 同社常務執行役員 2010年 6 月 商船三井興産株式会社代表取締役社長執行役員 2014年 6 月 株式会社宇徳代表取締役社長 2018年 6 月 同社相談役 現在に至る
	新任 社外 独立役員	
	社外取締役候補者とした理由	
	喜多澤 昇氏は、株式会社商船三井および株式会社宇徳等で培われた経営全般に関する豊富な経験と見識を有しており、その知見を活かして当社経営における重要事項の決定等に適切な意見を述べていただけると判断しました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は当社が制定している取締役の選定基準（後記）の条件を満たしております。
3. 中務正裕、喜多澤 昇の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、中務正裕氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、喜多澤 昇氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 中務正裕、喜多澤 昇の両氏は、当社が制定している社外役員の独立性基準（後記）の条件を満たしております。
5. 中務正裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社は、中務正裕氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
- また、喜多澤 昇氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査役会の同意も得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況
つだかずよし 津田和義 1966年1月13日生 (満53歳) 所有する当社株式の数 0株 社外	1995年8月 公認会計士登録 2008年8月 税理士登録 1990年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 1998年10月 株式会社稲田商会取締役 2000年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2003年8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 2008年3月 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 現在に至る 2008年8月 ヒロセ通商株式会社社外監査役 (重要な兼職の状況) 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社社外監査役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役
補欠の社外監査役候補者とした理由	
津田和義氏は、多くの企業経営に携わるだけでなく、経営コンサルタント等を専門とした公認会計士・税理士として活躍されており、その豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断しました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 津田和義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、当社が制定している社外監査役の選定基準（後記）の条件を満たしております。
3. 同氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。

以 上

【ご参考】

(取締役選定基準)

以下に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
5. 他の上場会社の役員の兼任は、自社を除いて3社までであること

(社外取締役選定基準)

以下に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 他の上場会社の役員の兼任について、独立性、中立性が確保され、職務に支障がないと判断されること
4. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(監査役選定基準)

以下に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第335条第1項で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

(社外監査役選定基準)

以下に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第335条第1項で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(社外役員の独立性基準)

- ① 当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
 4. 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間に於いて、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
 10. 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
 11. 過去3年間に於いて、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員のうち、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。また、指定の有無にかかわらず独立性を有しないこととなった社外役員は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、当社の直近3事業年度において、年間取引総額がその連結売上高の2%を超える場合をいう。

(添付書類)

第125期事業報告(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、原料・資材価格の高騰や人手不足などによる生産・物流コストの上昇に加え、地震、大型台風や豪雨といった相次ぐ自然災害の影響を受け、厳しい経営環境となりました。

このような経営環境のもと、当社グループは、2016年度からの前中期経営計画の最終年度を迎え、目標を達成すべく諸施策を推進してまいりました。(前中期経営計画の成果は15ページに記載しております。)

[鉄鋼事業]

鉄鋼事業につきましては、前期に比べて鋼材販売数量が減少しましたが、鋼材販売価格が大幅に上昇したことにより、売上高は増収となりました。収益面では、主原料であるスクラップ・鋼片や、電極・耐火物などの諸資材の価格高騰、電力・ガスなどのエネルギーコストや物流コストの上昇のほか、台風による操業等への影響も加わり、経常利益は減益となりました。これらの結果、売上高は前連結会計年度に比べ、49億85百万円増収の1,512億61百万円、経常利益は8億67百万円減益の51億68百万円となりました。

[エンジニアリング事業・不動産事業]

エンジニアリング事業につきましては、前期に比べて、海洋部門の受注は増加しましたが、鑄機部門の受注が減少したこと、ならびに台風による鑄機部門の操業悪化などにより、売上高は前連結会計年度に比べ、32百万円減収の17億98百万円、経常利益は44百万円減益の29百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は前連結会計年度に比べ、53百万円増収の6億66百万円、経常利益は63百万円増益の5億2百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、50億6百万円増収の1,537億25百万円、営業利益は6億51百万円減益の57億33百万円、経常利益は11億38百万円減益の51億91百万円となりました。また、昨年9月に発生した台風21号により災害による損失9億66百万円を特別損失に、災害による保険金収入4億85百万円を特別利益にそれぞれ計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は19億78百万円減益の34億64百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ27億35百万円増収の1,116億47百万円となり、営業利益は13億1百万円減益の21億5百万円、経常利益は9億11百万円減益の25億52百万円、当期純利益は12億円減益の24億3百万円となりました。

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化、ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては1株につき4円とさせていただく予定であります。これにより、すでに実施している中間配当金1株につき4円を合わせた1株当たり年間配当金は8円となる予定であります。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復基調が続くものと期待されますが、本年10月に実施予定の消費税率引き上げの影響や、米中貿易摩擦を始めとした通商問題の動向など先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

鉄鋼業界におきましては、都市再開発、国土強靱化関連工事やインバウンド需要への対応などで鋼材需要は堅調に推移すると見込まれます。一方で、主原料や諸資材価格の高止まりや物流コストの上昇などが懸念されます。

このような情勢のもと、当社グループは本年5月8日に公表いたしましたとおり、新たに策定いたしました2019年度からの3ヶ年の新中期経営計画に取り組んでまいります。当社グループの総合力を発揮するよう、一体的な経営を一層推進するとともに、収益および更新投資を従来よりも拡大し、グループ経営基盤の強化を図ってまいります。(新中期経営計画の概要および基本方針は15～16ページに記載しております。)

当社グループでは、公正な競争を通じて付加価値を創出し、経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けることを理念として事業活動を進めてまいりました。しかしながら、2018年10月31日に公表いたしましたとおり当社ロール製品について不適切行為を行っていたことが判明いたしました。本年1月31日に公表いたしましたとおり再発防止策を立案し、実施しておりますが、本件不適切行為を行っていたことを深く反省しております。

事実の発覚から、お客様に対してお詫びとその内容のご説明を行ってまいりましたが、当社ロール製品を使用したことによりお客様の最終製品の品質に何らかの影響が生じた事象は確認されておりません。

今後は、経営トップの強いリーダーシップのもと、当社全役員・従業員が再発防止策の一つひとつを着実に実行し、信頼回復に向けて、品質最優先のものづくりを徹底してまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

<新中期経営計画の概要および基本方針>

1. 前中期経営計画の成果（2016年度～2018年度）

連結財務目標および計画期間中の実績

（単位：億円）

	2015年度	前中期経営計画期間			
		2016年度	2017年度	2018年度	目標値 (最終年度)
経常利益	50	60	63	52	60
自己資本比率	58%	63%	62%	64%	62%
ROE	6%	8%	7%	4%	7%

2. 新中期経営計画の概要（2019年度～2021年度）

鉄鋼業界の今後の見通しは、首都圏を中心とした都市再開発投資、日本各地でのインバウンド誘致の動き、統合型リゾート施設の建設、そして大阪万博など、国内需要は堅調に推移するものと思われます。ただし、米中貿易摩擦による中国国内の経済環境停滞など鉄鋼製品の需給への影響が懸念されており、先行き不透明な状況が予想されます。

このような経営環境のもと、当社は鉄のリサイクルを通じて循環型社会の構築に寄与するため、電気炉生産の充実を目指し、そのための設備投資も実施してまいります。また、グループ連結収益最大化を目指した販売品種構成の最適化を進めるとともに、成長戦略としてグループ会社における加工ビジネスを強化してまいります。さらに、圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持・深化を進めてまいります。

当社およびグループ会社は、全国に展開する工場と営業拠点を最大限に活用しうる企業体であり、従来以上にその横断的活動を強化し、収益面・財務面で強固な経営基盤を築いてまいります。

＜新中期経営計画の基本方針＞

- (1) “中山らしさ”を活かした事業展開・営業推進による収益力強化
- (2) グループ一体経営の推進による連結収益最大化
- (3) 圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持・深化

＜新中期経営計画の重点施策＞

- (1) 自家電気炉鉄源の比率アップと購入鉄源のさらなる安定調達を目指します
- (2) グループの販売品種構成の最適化と高付加価値商品の拡販を目指します
- (3) 圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持・深化を目指します
- (4) 加工ビジネス（C形鋼・パイプ製品、縞板製品）をグループ一体となってさらに推進します
- (5) 当社およびグループ会社の製造・加工拠点を活かした地場密着営業をさらに推進します

＜2021年度の連結財務目標＞

(1) グループ連結収益の最大化	経常利益額	2021年度	80億円
(2) 成長戦略投資の実行	設備投資額	150億円程度／3年	
(3) 財務体質の健全性確保（実質無借金継続）	Net有利子負債	2022年3月末	▲75億円
(4) 株主還元の改善	配当性向	2021年度	20%以上
(5) 資本コストに見合った資本効率の確保	ROE	2021年度	6%

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は58億32百万円であり、主に賃貸用倉庫の建設や維持更新投資であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は、新中期経営計画（2019年度～2021年度）の遂行に必要な資金を調達するために、長期資金の借り替え50億円の実行および貸出コミットメントライン契約（総額50億円）を締結しました。

なお、貸出コミットメントライン契約（総額50億円）の当連結会計年度末における借入はございません。

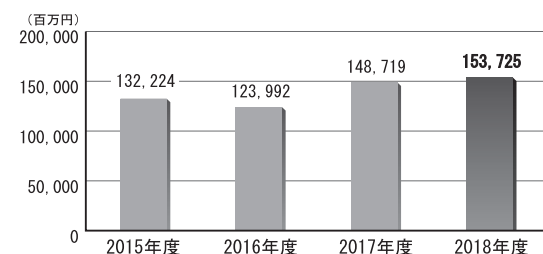
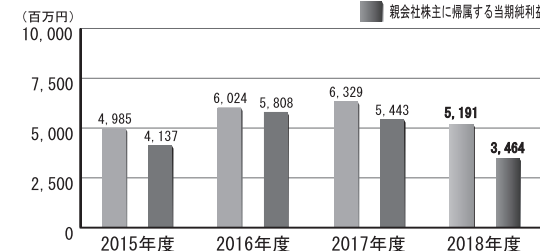
(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第122期 (2015年度)	第123期 (2016年度)	第124期 (2017年度)	第125期 〔当連結会計年度〕 (2018年度)
売 上 高(百万円)	132,224	123,992	148,719	153,725
経 常 利 益(百万円)	4,985	6,024	6,329	5,191
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	4,137	5,808	5,443	3,464
1株当たり当期純利益(円)	76.42	107.28	100.53	63.99
総 資 産(百万円)	113,529	115,900	123,793	124,605
純 資 産(百万円)	66,138	72,492	77,309	79,863

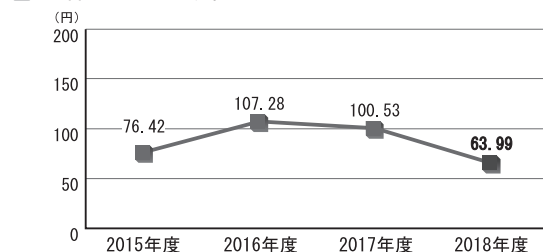
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
- また、第122期の1株当たり当期純利益は、2016年6月28日開催の第122回定時株主総会の決議に基づき、2016年10月1日付で株式併合（10株を1株に株式併合）を行ったことから、第122期の連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第125期の期首から適用しており、第124期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
3. 第122期につきましては、売上高は、鋼材販売数量の減少および販売価格の下落により減少しましたが、経常利益は、主原料であるスクラップや購入鋼片の価格が下落したことや、電力やガス料金などのエネルギーコストが低減したことなどにより、増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の減少につきましては、前期の特別利益に固定資産売却益45億71百万円の計上があったためです。
4. 第123期につきましては、売上高は、鋼材販売価格の下落により減少しましたが、経常利益は、主原料である購入鋼片の価格が下落したこと、電力・ガス料金などのエネルギーコストが燃料調整価格の下落により低減したことや、歩留まり向上などの操業改善による工場コストの削減などにより、増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の増益につきましては、主に繰延税金資産の回収可能性を見直したことに伴い法人税等調整額△19億29百万円を計上したことによるものです。

5. 第124期につきましては、売上高は、鋼材販売数量が増加し、鋼材販売価格も上昇したことにより増収となりました。経常利益も主原料であるスクラップや購入鋼片価格の上昇や、電力・ガスなどの燃料コストの上昇などのコストアップ要因がありましたが、鋼材販売数量の増加、鋼材販売価格の上昇に加え、操業改善による工場コストの改善効果などにより、増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の減少につきましては、特別利益に投資有価証券売却益7億87百万円、特別損失に解体撤去引当金7億50百万円を計上したことなどに加え、前期は繰延税金資産の回収可能性を見直したことに伴う法人税等調整額を計上したことによるものです。

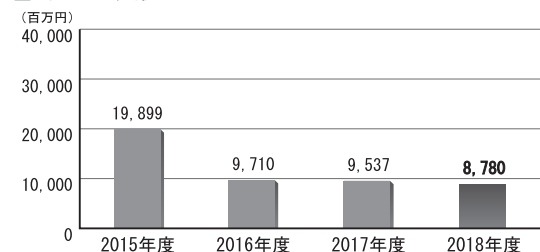
売上高


 経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益
 経常利益
 親会社株主に帰属する当期純利益


1株当たり当期純利益



有利子負債



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	300 ^{百万円}	100.00 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中 山 通 商 株 式 会 社	96	100.00	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三 星 商 事 株 式 会 社	46	100.00	鉄鋼製品、建築資材の販売
三 星 海 運 株 式 会 社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
中 山 興 産 株 式 会 社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理等
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	60	100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目		
鉄 鋼 事 業	鋼	鋼 板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
	材	条 鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、 線材二次製品
	鋼片、副産物等		
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁・浮漁礁回収）、ロール、バルブ、機械加工等		
不 動 産 事 業	不動産の賃貸・売買		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
東 京 支 店	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア 5 階
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号 大東海ビル 4 階

(注)名古屋営業所は、2018年12月 3 日付で大東海ビル 8 階より移転しております。

② 重要な子会社

会 社 名	本社所在地	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	堺 市 堺 区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、 田布施工場（山口県）、丸亀工場、大分工場、都城工場、 辰口工場（石川県）
中 山 通 商 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三 星 商 事 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、 兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三 星 海 運 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	東京支店、清水営業所、武豊営業所（愛知県）、岡山営業所、 福岡営業所、宮崎営業所
中 山 興 産 株 式 会 社	大阪市大正区	
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	大阪市浪速区	

(9) 従業員の状況

事 業	鉄鋼事業	エンジニア リング事業	不動産事業	全 社 (共 通)	合 計	前期末比 増 減 数
従業員数（名）	1, 040	29	18	55	1, 142	+ 5

(注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,116 百万円
株式会社りそな銀行	1,170
株式会社福岡銀行	1,144
株式会社あおぞら銀行	918
株式会社日本政策投資銀行	760

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 63,079,256株（うち自己株式 274,877株）
(3) 株主数 9,076名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
新日鐵住金株式会社	10,708 千株	17.05 %
阪和興業株式会社	8,058	12.83
日鉄住金物産株式会社	5,408	8.61
エア・ウオータース株式会社	4,729	7.53
中山三星建材株式会社	2,519	4.01
中山通商株式会社	2,266	3.60
那須功	2,111	3.36
三星海運株式会社	1,947	3.10
三星商事株式会社	1,933	3.07
大阪瓦斯株式会社	1,923	3.06

- (注) 1. 持株比率は自己株式（274,877株）を控除して算出しております。
2. 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日をもって日本製鉄株式会社に商号変更しております。
3. 日鉄住金物産株式会社は、2019年4月1日をもって日鉄物産株式会社に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	箱 守 一 昭	
専 務 取 締 役	中 村 佐知大	総務、企画、経理本部統括
取 締 役	内 藤 伸 彦	営業、購買本部、東京支店統括
取 締 役	森 川 昌 浩	総合管理、製造、エンジニアリング本部統括
取 締 役	中 務 正 裕	弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所代表社員） 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 日本電通株式会社社外取締役監査等委員 株式会社 J S H 社外監査役
取 締 役	田 中 敏 宏	大阪大学大学院教授、工学研究科長、工学部長 一般社団法人日本鉄鋼協会代表理事（会長） 独立行政法人日本学術振興会産業協力研究委員会製鋼第19委員会委員長 関西工学教育協会（公益社団法人日本工学教育協会）理事、評議員 一般財団法人大阪科学技術センター理事 一般社団法人八大学工学系連合理事
監査役（常勤）	守 屋 隆 男	
監 査 役	福 西 惟 次	
監 査 役	坂 東 稔	

(注) 1. 取締役中務正裕、田中敏宏の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 監査役福西惟次、坂東 稔の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は福西惟次氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
 - (1) 監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - (2) 監査役坂東 稔氏は、他社において監査役の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
 - (1) 就任
2018年6月27日開催の第124回定時株主総会において、新たに森川昌浩、田中敏宏の両氏が取締役役に、坂東 稔氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - (2) 退任
取締役角野康治、高橋 徹の両氏は2018年6月27日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。監査役川野辺弘文氏は、2018年6月27日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8 名	93 百万円	うち社外3名7百万円
監 査 役	4	24	うち社外3名7百万円
計	12	118	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給人員には、当事業年度中に退任した3名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。

(4) 各取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため、取締役会が代表取締役社長を委員長とし独立社外取締役が過半数を占める報酬・指名諮問委員会に諮問し、同委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤および非常勤等を勘案するとともに、当社グループの業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外取締役	中 務 正 裕	該当事項なし	該当事項なし
	田 中 敏 宏	該当事項なし	該当事項なし
社外監査役	福 西 惟 次	該当事項なし	該当事項なし
	坂 東 稔	該当事項なし	該当事項なし

(注) 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中 務 正 裕	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、意思決定の妥当性・適正性の確保のため、必要な発言を適宜行っております。
	田 中 敏 宏	2018年6月就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、学者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	福 西 惟 次	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会24回のうち24回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、発言を行っております。
	坂 東 稔	2018年6月就任以降、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、経験豊かな経営者としての見地から、発言を行っております。

(注) なお、上記のほか会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回あります。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

対処すべき課題（13～14ページ）に記載のとおり、当社においてロール製品の品質に係る不適切行為がありました。社外取締役および社外監査役は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃からコンプライアンス重視の視点に立った提言を取締役会やその他会議で行っております。また本件を受けて、危機管理本部が行った調査方法の適正性、妥当性について取締役会において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
合計	53百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は53百万円であります。

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画や監査報酬の見積書、およびその算定根拠などの資料につき説明を受け、前年度の会計監査の職務の遂行状況などを踏まえ、必要な検証を行ったうえで、計画内容、見積額が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第2項第3号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
- ・ 倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
- ・ 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
- ・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
- ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
- ・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
- ・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。

また、毎年、各取締役等の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の実効性を評価し、運営等について適切に見直しを行い、その結果の概要を開示する。

- ・ 社外取締役は、その多様性確保に留意し、様々な分野に関する豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任するとともに、当社の定める社外役員の「独立性基準」に基づき、実質的な独立性を確保し得ないものは社外取締役として選任しない。また、監査役ならびに社内各部門との連携強化を図る。
- ・ 高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、取締役会の下に、報酬・指名諮問委員会を設置する。
- ・ 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
- ・ 当社の組織・業務運営については、本部長制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
- ・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。
- ・ 子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。
- ・ グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に行っているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。
- ・ 内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査役に報告する。
 - ・ 当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
 - ・ 取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実施調査、子会社の調査、重要書類などの便宜を図り、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ・ 監査役は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

(2) 運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制および方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス推進部署のもとで、主に役職員行動規範、情報管理規程、内部通報規程、倫理ホットライン等のコンプライアンス全般についての教育を行い、法令違反の未然防止に努めております。

② リスク管理体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催しています。定例の委員会では、年度ごとの全社的重点課題に対し、グループ全体での取り組み状況を調査・報告し、課題・対応策の協議・承認をしています。

また、グループについては、業務連携規程に基づき、当社グループ担当部署へ随時重要事項の報告、情報共有を行っており、さらに当社取締役とグループ会社との連絡会を四半期に1回以上開催しています。

③ 取締役の職務執行

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、当事業年度は、取締役会を18回開催しています。また、当社では執行役員・本部長制度を採用しており、執行役員・本部長が業務執行をすることで、取締役は担当部門全体の把握が容易になり、監督機能が強化されています。また、取締役会の下部組織として、社外取締役を主要メンバーとして構成する任意の報酬・指名諮問委員会を設置し、当事業年度は同委員会を4回開催しており、取締役の評価・報酬や役員指名等を審議・答申しています。その他、業務執行に関する定例報告および重要事項等を審議・報告する経営会議を開催しています。

④ 監査役の職務執行

当社監査役会は、常勤監査役1名および社外監査役2名で構成し、当事業年度は、監査役会を24回開催しています。常勤監査役は、取締役会を含む重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかその適法性および妥当性を監査しています。また、内部監査部門と連携し、必要に応じて取締役との面談、社内の各部署・グループ会社への往査を行い、監査の有効性の確保に努めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、2011年6月29日開催の第117回定時株主総会、2014年6月26日開催の第120回定時株主総会および2017年6月27日開催の第123回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様にご承認いただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b. 必要情報の提供

c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

d. 株主意思の確認の手続き

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の皆様の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施します。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、2020年6月開催予定の定時株主総会終了の時点まで（3年間）とします。また、本プランは、その有効期間中であっても当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部)         |         | (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 資 産           | 77,844  | 流 動 負 債                 | 30,683  |
| 現 金 及 び 預 金       | 18,227  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 19,555  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 28,958  | 電 子 記 録 債 務             | 723     |
| 電 子 記 録 債 権       | 3,643   | 短 期 借 入 金               | 3,071   |
| 商 品 及 び 製 品       | 11,067  | 1 年 以 内 償 還 社 債         | 42      |
| 仕 掛 品             | 2,740   | 未 払 金                   | 2,386   |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 10,736  | 未 払 費 用                 | 1,659   |
| そ の 他             | 2,560   | 未 払 法 人 税 等             | 330     |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 90    | 賞 与 引 当 金               | 797     |
| 固 定 資 産           | 46,760  | 環 境 対 策 引 当 金           | 0       |
| 有 形 固 定 資 産       | 41,229  | 解 体 撤 去 引 当 金           | 658     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 6,335   | 災 害 損 失 引 当 金           | 382     |
| 機 械 及 び 装 置       | 9,402   | そ の 他                   | 1,075   |
| 車 両 及 び 運 搬 具     | 190     | 固 定 負 債                 | 14,058  |
| 工 具 器 具 及 び 備 品   | 465     | 社 債                     | 153     |
| 土 地               | 24,185  | 長 期 借 入 金               | 5,514   |
| リ ー ス 資 産         | 150     | 繰 延 税 金 負 債             | 2,128   |
| 建 設 仮 勘 定         | 499     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,113   |
| 無 形 固 定 資 産       | 224     | 環 境 対 策 引 当 金           | 524     |
| そ の 他             | 224     | 解 体 撤 去 引 当 金           | 404     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 5,306   | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金   | 165     |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,363   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 2,469   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 858     | 負 の の れ ん               | 374     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 10      | そ の 他                   | 1,210   |
| 差 入 保 証 金         | 1,864   | 負 債 合 計                 | 44,741  |
| そ の 他             | 268     | (純 資 産 の 部)             |         |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 58    | 株 主 資 本                 | 75,992  |
| 資 産 合 計           | 124,605 | 資 本 金                   | 20,044  |
|                   |         | 資 本 剰 余 金               | 7,826   |
|                   |         | 利 益 剰 余 金               | 48,897  |
|                   |         | 自 己 株 式                 | △ 775   |
|                   |         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 3,870   |
|                   |         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 925     |
|                   |         | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 3,125   |
|                   |         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △ 180   |
|                   |         | 純 資 産 合 計               | 79,863  |
|                   |         | 負 債 純 資 産 合 計           | 124,605 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                                                                |    |   |     |     | 金 額 |         |
|--------------------------------------------------------------------|----|---|-----|-----|-----|---------|
| 営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外 | 売上 | 上 | 原   | 高価  |     | 153,725 |
|                                                                    | 売  | 上 | 利   | 価   |     | 135,898 |
|                                                                    | 販  | 費 | 総   | 益   |     | 17,827  |
|                                                                    | 営  | 業 | 一   | 般   |     | 12,094  |
|                                                                    | 営  | 業 | 管   | 理   |     | 5,733   |
|                                                                    |    | 業 | 利   | 益   |     |         |
|                                                                    |    | 受 | 取   | 息   | 49  |         |
|                                                                    |    | 受 | 取   | 金   | 89  |         |
|                                                                    |    | 不 | 動   | 賃   | 59  |         |
|                                                                    |    | 負 | の   | の   | 185 |         |
| 営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外<br>営業外 | そ  | 外 | の   | 償   | 73  | 457     |
|                                                                    | 業  | 外 | 費   | 用   |     |         |
|                                                                    | 支  | 分 | 払   | 利   | 163 |         |
|                                                                    | 持  | 法 | による | 投資  | 248 |         |
|                                                                    | シ  | ン | ゲ   | ローン | 218 |         |
|                                                                    | ン  | ゲ | ローン | 手数料 | 150 |         |
|                                                                    | 賃  | 借 | の   | 料   | 217 | 998     |
|                                                                    | 所  | の | 利   | 益   |     | 5,191   |
|                                                                    | 常  | 利 | 益   |     |     |         |
|                                                                    | 別  | 災 | 害   | に   | 485 |         |
| 経<br>特<br>特                                                        | 災  | 害 | に   | よ   | 142 |         |
|                                                                    | 害  | に | よ   | る   | 9   |         |
|                                                                    | 解  | 体 | 撤   | 去   | 6   | 643     |
|                                                                    | 投  | 資 | 有   | 価   |     |         |
|                                                                    | 固  | 定 | 資   | 産   |     |         |
|                                                                    | 別  | 災 | 害   | に   | 966 |         |
|                                                                    | 別  | 災 | 害   | に   | 165 |         |
|                                                                    | 別  | 災 | 害   | に   | 155 |         |
|                                                                    | 別  | 災 | 害   | に   | 70  |         |
|                                                                    | 別  | 災 | 害   | に   | 68  |         |
| 税<br>法<br>法<br>当<br>非<br>親                                         | 固  | 定 | 資   | 産   | 52  |         |
|                                                                    | 固  | 定 | 資   | 産   | 49  | 1,526   |
|                                                                    | 税  | 金 | 等   | 調   |     | 4,308   |
|                                                                    | 法  | 人 | 税   | 、   | 768 |         |
|                                                                    | 法  | 人 | 税   | 、   | 75  | 843     |
|                                                                    | 当  | 期 | 純   | 利   |     | 3,464   |
|                                                                    | 非  | 支 | 配   | 株   |     | —       |
|                                                                    | 親  | 会 | 社   | 株   |     | 3,464   |
|                                                                    | 親  | 会 | 社   | 株   |     |         |
|                                                                    | 親  | 会 | 社   | 株   |     |         |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)       |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産         | 56,565 | 流 動 負 債                 | 28,989 |
| 現 金 及 び 預 金     | 10,775 | 支 払 手 形                 | 216    |
| 受 取 手 形         | 324    | 買 掛 金                   | 14,325 |
| 売 掛 金           | 24,225 | 短 期 借 入 金               | 500    |
| 製 品             | 3,675  | 関 係 会 社 短 期 借 入 金       | 7,700  |
| 半 製 品           | 2,538  | 未 払 金                   | 1,648  |
| 仕 掛 品           | 2,750  | 未 払 費 用                 | 1,476  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 9,573  | 未 払 法 人 税 等             | 91     |
| そ の 他           | 2,703  | 賞 与 引 当 金               | 424    |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 1    | 解 体 撤 去 引 当 金           | 658    |
| 固 定 資 産         | 40,874 | 災 害 損 失 引 当 金           | 381    |
| 有 形 固 定 資 産     | 21,785 | そ の 他                   | 1,565  |
| 建 物             | 3,425  | 固 定 負 債                 | 8,896  |
| 構 築 物           | 734    | 長 期 借 入 金               | 4,500  |
| 機 械 及 び 装 置     | 7,393  | 繰 延 税 金 負 債             | 202    |
| 車 両 及 び 運 搬 具   | 2      | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,113  |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 270    | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,332  |
| 土 地             | 9,388  | 環 境 対 策 引 当 金           | 448    |
| リ ー ス 資 産       | 73     | 解 体 撤 去 引 当 金           | 404    |
| 建 設 仮 勘 定       | 497    | 資 産 除 去 債 務             | 447    |
| 無 形 固 定 資 産     | 101    | そ の 他                   | 449    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 5      | 負 債 合 計                 | 37,885 |
| そ の 他           | 95     | (純 資 産 の 部)             |        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 18,987 | 株 主 資 本                 | 55,620 |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,407  | 資 本 金                   | 20,044 |
| 関 係 会 社 株 式     | 15,552 | 資 本 剰 余 金               | 16,977 |
| 前 払 年 金 費 用     | 725    | 資 本 準 備 金               | 16,977 |
| 差 入 保 証 金       | 1,150  | 利 益 剰 余 金               | 19,202 |
| そ の 他           | 151    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 19,202 |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 0    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 19,202 |
| 資 産 合 計         | 97,440 | 自 己 株 式                 | △ 603  |
|                 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 3,933  |
|                 |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 808    |
|                 |        | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 3,125  |
|                 |        | 純 資 産 合 計               | 59,554 |
|                 |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 97,440 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   | 金 額 |         |
|-----|---|---|---|-----|---------|
| 高   | 上 | 原 | 価 |     | 111,647 |
| 利   | 上 | 総 | 益 |     | 102,447 |
| 益   | 上 | 総 | 益 |     | 9,200   |
| 費   | 販 | 費 | 及 |     | 7,095   |
| 費   | 管 | 理 | 費 |     | 2,105   |
| 益   | 業 | 外 | 収 |     | 5       |
| 息   | 受 | 取 | 利 |     | 1,096   |
| 金   | 受 | 取 | 配 |     | 79      |
| 他   | そ | の | 利 |     | 1,180   |
| 利   | 業 | 外 | 費 |     | 142     |
| 息   | 支 | 払 | 利 |     | 150     |
| 料   | 賃 |   | 借 |     | 218     |
| 料   | シ | ン | ジ |     | 221     |
| 他   | そ | の | 利 |     | 733     |
| 益   | 常 |   | 利 |     | 2,552   |
| 益   | 別 |   | 利 |     | 426     |
| 入   | 災 | 害 | に |     | 142     |
| 入   | 解 | 体 | 撤 |     | 4       |
| 益   | 固 | 定 | 資 |     | 573     |
| 益   | 固 | 定 | 資 |     | 848     |
| 損   | 固 | 定 | 資 |     | 70      |
| 損   | 固 | 定 | 資 |     | 67      |
| 損   | 固 | 定 | 資 |     | 35      |
| 損   | 固 | 定 | 資 |     | 0       |
| 損   | 固 | 定 | 資 |     | 1,022   |
| 益   | 税 | 引 | 前 |     | 2,103   |
| 益   | 法 | 人 | 税 |     | △ 435   |
| 額   | 法 | 人 | 税 |     | 135     |
| 額   | 法 | 人 | 税 |     | △ 299   |
| 益   | 当 | 期 | 純 |     | 2,403   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 中山製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 中山製鋼所  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場の業務及び財産の状況並びに主要な事業所である東京支店の業務の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社はロール製品について品質検査データ書き換えの不適切な行為がありました。監査役会は、本件の再発防止対策が品質保証に関する内部統制システムの向上を図った内容となっていることを確認しており、今後もその対応の進捗を注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社 中山製鋼所 監査役会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 守 屋 隆 男 | 印 |
| 社 外 監 査 役 | 福 西 惟 次 | 印 |
| 社 外 監 査 役 | 坂 東 稔   | 印 |

以 上

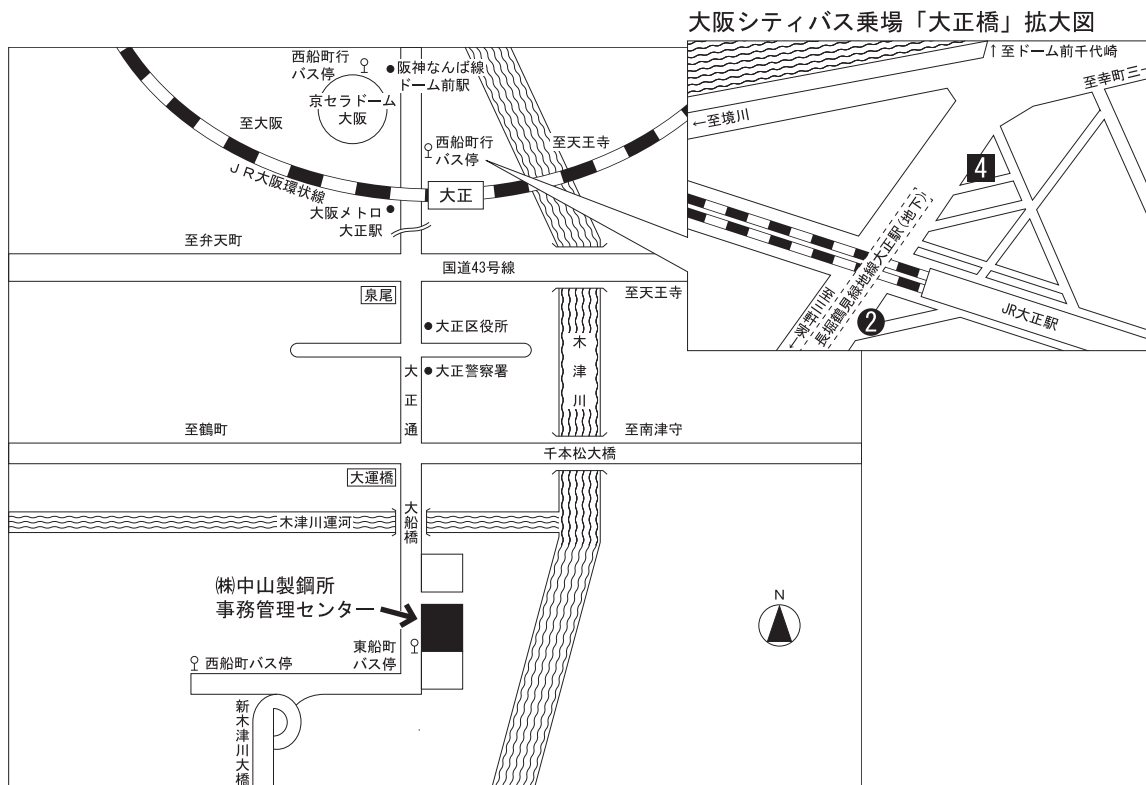
メ モ

メ モ

## 株主総会会場ご案内図

〈会 場〉 株式会社 中山製鋼所 事務管理センター 7階 大ホール  
 住 所 大阪市大正区船町一丁目 1 番66号  
 電 話 (06) 6555-3111 (代表)

- 〈交通手段〉
- JR大阪環状線 大正駅  
 大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4 番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車  
 (所要時間約20分)
  - 大阪メトロ長堀鶴見緑地線 大正駅 2 番出口  
 大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4 番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車  
 (所要時間約20分)
  - 阪神なんば線 ドーム前駅 2 番出口  
 大阪シティバス乗換「ドーム前千代崎」バス停「西船町」行乗車、「東船町」下車  
 (所要時間約25分)



この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。